

倉敷市告示第 4 1 5 号

倉敷市ものづくり継続支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市ものづくり継続支援補助金交付要綱

(目的等)

第 1 条 この要綱は、製品に独自の付加価値を付与するために必要なものづくり設備を修繕又は購入する本市の中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、優れた製品を作る製造業の事業継続及び供給網の維持を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和 4 3 年倉敷市規則第 3 0 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「付加価値」とは、製品の魅力を高め、市場での優位性を確立するための源泉となる総合的な価値であって、独自のデザイン、技術、機能等の要素が個別又は相互に作用することで生み出されるものをいう。

2 この要綱において「ものづくり設備」とは、次の各号のいずれにも該当する設備又は機械をいう。

(1) 中小企業者が所有し、自らの事業活動に使用し、かつ、第 8 条に規定する交付申請の日において、市内の事業所に設置しているもの

(2) 製造が中止されてから概ね 2 0 年以上が経過しているもの

(3) 製品に独自の付加価値を付与し、又は製品の製造に独自の技術を活用するために必要不可欠であるもの

(4) 次のいずれかを製造する工程で必要不可欠であるもの

ア 本市の特産品のうち、市長が別に定める製品

イ くらしき地域資源活性化推進条例（平成 2 5 年倉敷市条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する老舗として市が表彰した製造業を営む中小企業者（次条第 1 項において「老舗企

業」という。)の製品

- 3 この要綱において「修繕」とは、ものづくり設備の機能及び性能を維持又は強化するため、並びに耐用年数の延伸のために行う、劣化又は損傷した部分の修理又は部品交換などの作業をいう。
- 4 この要綱において「購入」とは、製品の生産を維持又は拡大するため、ものづくり設備と同一又は同等の設備（既に製造が中止されているものに限る。）を購入することをいう。
- 5 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する会社であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 前条第2項第4号アに該当する製品を製造し、又は当該製品の製造工程に関わる者のうち、20年以上継続して事業を営んでいる中小企業者

（2） 老舗企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

（1） 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

（2） 市税を滞納している者

（3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

（4） 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（5） 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

（6） 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者がものづくり設備を修繕又は購入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、購入に係る設備費並びに修繕及び搬入等に係る工事費とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が5万円に満たない場合は、補助金を交付しない。

3 この要綱による補助金の交付は、一の中小企業者につき1年度当たり1回限りとする。

(事前審査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による交付申請の前であって、市長が別に定める期日までに、所定の事業計画書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に要する経費の見積書及び見積内訳書（2以上の業者から提出されたものの又は所定の業者選定理由書が添付されたものに限る。）

(2) カタログ、写真等のものづくり設備で生産する製品の内容が確認できる資料

(3) カタログ、仕様書、写真等のものづくり設備の内容が確認できる資料

(4) ものづくり設備が第2条第2項第2号に該当することを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事業計画書の提出があったときは、これを審査し、事業の採否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による事業の採否の決定に当たり、採択を受けなかった者の中から補欠者及びその順位を定めて、所定の通知書により通知し、同項の規定により採択した事業のうち、第3条に規定する交付対象者の要件を欠くものであったことが明らかになったときは、上位の補欠者から順に繰り上げて採択することができる。

4 市長は、第2項の審査を行うに当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(交付申請)

第8条 前条第2項又は第3項の規定により事業の採択を受けた者は、市長が別に定める期日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）

(2) 住民票の写し（第3条第1項第1号に該当する個人に限る。）（発行日から3月以内のものに限る。）

(3) 20年以上継続して事業を営んでいることを証する書類（第3条第1項第1号に該当する個人に限る。）

(4) 現在事項全部証明書（第3条第1項第1号に該当する会社に限る。）（発行日から3月以内のものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の実施時期)

第9条 補助対象事業の実施時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。

(交付決定等)

第10条 市長は、第8条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、当該交付申請を取り下げることができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ものづくり設備の修繕又は購入が確認できる写真
- (2) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の処分及び管理)

第19条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間終了前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を市長に提出し、その承

認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金について期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(協力及び情報の公表)

第20条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。